

医政発 1226 第 13 号
令和 7 年 12 月 26 日

公益社団法人 日本社会福祉士会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について（その 3）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について
御了知いただきますようお願いいたします。